



# ご自宅で完結する 確定申告

令和5年10月

東京国税局

## 確定申告はe-Taxで！

### 1 ICカードリーダーライタ不要

パソコン・スマホ申告は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホでe-Tax送信できます。

### 2 いつでも利用可能

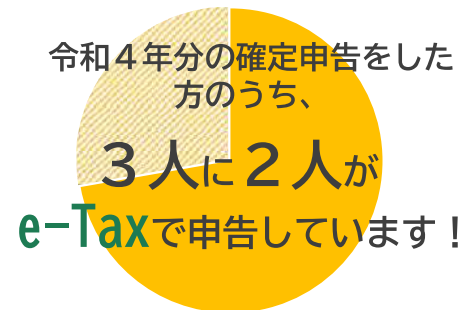
確定申告期間中は、24時間（土日でも）ご利用できます。  
※メンテナンス時間を除きます

### 3 自動で税額を計算

画面に従って入力するだけで自動計算。計算誤りのない申告書が作成できます。

### 4 過去のデータを利用可能

作成した申告書データを保存しておけば翌年の申告に利用できます。



## さらにマイナンバーカードを利用すると・・・

マイナポータル経由で申告に必要な各種控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力、保管の手間が不要！

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

令和6年1月以降にマイナポータル経由で取得できる対象はこちら！

### 収入関係

・給与所得の源泉徴収票※ ・公的年金等の源泉徴収票 ・株式の特定口座

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

### 控除関係

・医療費 ・ふるさと納税 ・生命保険、地震保険 ・社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)  
・i De Co ・小規模企業共済掛金 ・住宅ローン控除関係

確定申告書等作成コーナー  
はこちらから



または、作成コーナーで検索

作成コーナー

困ったときは・・・

ご質問を入力いただければ、チャットボットの「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

各種チラシ・国税庁HPへのリンク集

確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

①



- ・初めて申告される方
- ・作成会場（税務署）で申告された方
- ・作成コーナーで書面出力し、申告された方

こちらを確認ください！

②



マイナポータルの詳細情報はこちら

集計や入力、保管の手間が不要！



③ 副収入がある方は、申告漏れにご注意ください！



ネットオークション等の副収入（副業）がある方はこちらを確認ください！

贈与税の申告書の作成・送信は確定申告書作成コーナーから！

④



贈与を受けた方で申告が必要な方はこちら！

株式・配当の特定口座での取引を確定申告される方へ

⑤



特定口座の取引の申告はスマホからがおすすめです！

確定申告はご自宅からe-Taxで！



※ 上記二次元コードの遷移先は、右記リンクからもご覧いただけます。

- ① [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5\\_smart\\_shinkoku/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)
- ② [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5\\_smart\\_shinkoku/pdf/03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)
- ③ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1906.htm>
- ④ [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo\\_e-tax.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo_e-tax.pdf)
- ⑤ [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3\\_smart\\_shinkoku/pdf/05.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/05.pdf)